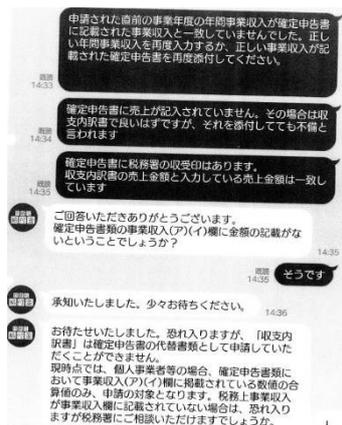


持続化給付金 申告書外でも申請可能に

2020年5月19日衆院財務金融委員会

5月1日(2020年)から申請が始まった売上減少50%以上の業者を支援する「持続化給付金」。



●5月当初、返信された不備メール開始直後に、オンラインの申請がパンクし一時受付停止、また申請できても、申請内容に不備があると事務局から返信が繰り返される(通称、不備メール)など混乱が生じていました。特に、**確定申告書の売上欄が未記載**で決算書や売上台帳を添付しても、申請が受けられないケースが多発し、多くの事業者が申請を突破できず困っていました。

5月13日、共産党の笠井亮議員の追及に対し梶山弘志経産相が「代替書類で給付を認めることもある」と答弁したことを受けて、清水議員は次のように問いました。



【清水】「内容が不備との理由で機械的に申請を却下するというのではなく、その中身を確認した上で、給付を認めるとかの審査をしているという理解でよろしいでしょうか」

【奈須野太中小企業庁事業環境部長(当時)】「どのような資料で、十分に代替が可能であるかは、まさに個別に慎重に検討を行う必要がある」



奈須野中小企業庁事業環境部長(当時)

清水議員は全国の民商から多くの情報を収集し、ある事例を取上げました。

【清水】「(ある申請者への)返信内容は、『確定申告書の収入金額等の項目において事業所得金額が確認できませんでした、**収入金額が確認できる収支内訳書を追加で添付してください**』、こう書かれていたそうです。国税庁の申告の様式にある収支内訳書のような資料で審査をすることもケースとしてはあるということか。」

【奈須野】「その不備のmailの示唆の中で、こういった書類を出すということが考えられるんじゃないかと担当の方が判断して御連絡したと思います。」

この委員会質疑で**奈須野中小企業庁事業環境部長が収支内訳書も代替資料になり得ることを示唆する答弁**をしたことを境に流れが変わり、「決算書」や「収支内訳書」を添付すればすぐに給付に至ったと全国の民商から報告を受けました。全国の業者運動と清水議員の国会論戦の連携で国の制度を動かした大成果です。